

特定非営利活動法人日本高血圧学会定款

平成 19 年 3 月 1 日 設立
平成 26 年 10 月 18 日 改定
平成 27 年 2 月 19 日 改定
平成 28 年 2 月 15 日 改定
平成 31 年 1 月 29 日 改定

特定非営利活動法人日本高血圧学会定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人日本高血圧学会と称する。
また、英文では The Japanese Society of Hypertension と称する。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都文京区本郷三丁目2番8号日内会館2階に置く。

第3条 (目的)

この法人は、広く一般市民を対象として、高血圧並びにこれに関する諸分野の研究調査、知識の普及、啓発、学術集会の開催を行うことにより学術を歩進向上させ、もって広く国民の健康増進に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療、福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 高血圧及びこれに関連する分野に関する研究調査、並びにこれらの援助
- (2) 「高血圧症の治療及び予防に関する知識の普及、啓蒙、その相談及び指導並びにその研究並びに助成」活動
- (3) 学術集会、研究会などの開催
- (4) 学会誌その他出版物の刊行
- (5) 内外の関係学術団体との連絡協力
- (6) 高血圧疾患に関する啓発並びに普及活動
- (7) 「高血圧専門医」に関する認定基準の策定、公表事業
- (8) その他、この法人の目的達成に必要な事業

第2章 会員

第6条 (種別)

この法人の会員は、次の5種とし、準会員と賛助会員以外の会員をもって、特定非営利活動促進法（以下法という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した医療関連業務従事者（医師を除く）で準会員を希望する個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して資金的に援助する個人及び団体
- (4) 功労会員 この法人の発展に特別に功労のあった者の中から、理事会の議決で推薦された個人
- (5) 名誉会員 この法人の発展に多大な寄与のあった者の中から、理事会の議決で推薦された個人

第7条 (入会)

- 1 準会員、功労会員、名誉会員以外の会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、別に定めた入会申込書により、理事会に申込みものとする。
- 3 理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、前号の入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 (会費)

- 1 会員は、社員総会で別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 ただし、功労会員及び名誉会員は、会費の納入を要しない。

第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告をうけ、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条 (退会)

会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条 (抛出品の不返還)

既に納入した入会金、会費、その他の抛出品は返還しない。

第3章 役員等

第13条 (種別及び定数)

- 1 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 15人以上 20人以内
 - (2) 監事 1人以上 4人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以内を副理事長とする。

第14条 (選任)

- 1 理事及び監事は、社員による選挙後に社員総会において選任する。
- 2 理事長は理事の互選、副理事長は理事長の指名による。
- 3 役員の中には、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条 (職務)

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会長は、研究発表及び学術講演などを内容とする定期学術集会を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、もしくは欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、法令、定款及び社員総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為もしくは法令、定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため、必要ある場合には、社員総会の招集をすること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見をのべ、もしくは理事会を招集すること。

第16条 (任期)

- 1 役員（理事及び監事）の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の通常社員総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 (欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 (解任)

役員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条 (報酬等)

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条 (事務局)

- 1 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置くことができる。
- 2 事務局長及び必要な職員の任免は、理事長が行う。
- 3 その他必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第21条 (評議員)

- 1 この法人は、総社員数の約1割の人数の範囲内で評議員を置くことができる。
- 2 評議員は、社員の中から、理事会の推薦で選任する。
- 3 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 評議員は、評議員会を構成し、この定款の定めた事項の他、理事長の諮問に応じて、法人の運営に関する事項を助言することができる。
- 5 その他、必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

第22条 (幹事)

- 1 本会は、理事の会務の遂行を補助するため、若干名の幹事を置く。
- 2 幹事の任期は2年とする。
- 3 幹事は、理事長が推薦し、理事会の承認を得て、委嘱する。

第4章 会議

第23条 (種別)

- 1 この法人の会議は、社員総会、理事会、評議員会の3種とする。
- 2 社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とする。

第24条 (社員総会の構成)

社員総会は、社員をもって構成する。

第25条 (社員総会等の権能)

- 1 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (4) 事業報告及び活動決算
 - (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬、会費の額、会員の除名、解散時の残余財産の帰属先
 - (6) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項について議決する。
 - (1) 社員総会に付議すべき事項
 - (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第26条 (開催)

- 1 通常社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面により招集通知があったとき

- (3) 第15条第6項第4号の規定に基づき、監事が招集したとき。

3 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 4 評議員会は、毎年1回開催するほか、理事会の決議もしくは、評議員総数の3分の1以上から会議の目的事項を記載した書面により招集の請求があったとき開催する。

第27条 (招集)

- 1 会議は、前条第2項第3号の場合(監事による招集)を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による招集の請求があったときは、その日から60日以内に臨時社員総会を招集し、また前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 社員総会、理事会及び評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第28条 (会議の議長)

社員総会、理事会、評議員会の議長は、理事長が指名し、その他の会議の議長は、会議出席者の互選により選出する。

第29条 (定足数)

- 1 社員総会は社員総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することはできない。
- 2 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 評議員会は、評議員総数の3分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

第30条 (議決)

- 1 社員総会の議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。
- 2 社員総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第31条 (社員総会での表決等)

- 1 社員の表決権は平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって表決し、又は、他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、前2条の適用については、出席したものとみなす。
- 4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

第32条 (議事録)

- 1 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時、場所
 - (2) 社員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者のある場合はその数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議で選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

第33条 (資産の構成)

この法人の資産は、次のもので構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付の金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第34条 (資産の区分)

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第35条 (資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第36条 (会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各項に掲げる原則に従って行わなければならない。

第37条 (会計の区分)

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

第38条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。また、次の社員総会の決議を受けなければならない。

第39条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第40条 (暫定予算)

- 第38条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の承認を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。
- 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第41条 (臨機の措置)

この法人の予算で定めるほか、借入金その他新たな義務の負担をし、又は、権利の放棄をするときは、理事会の決議を得なければならない。

第42条 (予備費)

- 予算の超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。
- 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。また、次の社員総会に報告することとする。

第43条 (予算の追加及び更正)

予算成立後に、やむをえない事由が生じたときは、社員総会の決議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第44条 (事業報告及び決算)

- この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び活動計算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、社員総会の決議を経なければならない。
- 決算上の剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散及び合併

第45条 (定款の変更)

- この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第46条 (解散)

- この法人は、次に掲げる事由により、解散する。
 - 社員総会の決議
 - 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 社員の欠亡
 - 合併、破産手続開始の決定
 - 所轄庁による設立認証の取消し
- 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 第1項2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

第47条 (残余財産の帰属)

この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除

く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから、社員総会において選定されたものに譲渡する。

第48条 (合併)

この法人が合併しようとするときは、社員総会において社員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 公告の方法

第49条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第8章 雑則

第50条 (細則)

この定款の施行について、必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定めることができる。

第9章 附則

- この定款は、所轄庁より認証を受け、成立登記した日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長 松岡 博昭

理事 伊藤 貞嘉

理事 今井 潤

理事 今泉 勉

理事 岩尾 洋

理事 上島 弘嗣

理事 梅村 敏

理事 荻原 俊男

理事 河野 雄平

理事 菊池 健次郎

理事 木村 玄次郎

理事 島田 和幸

理事 島本 和明

理事 瀧下 修一

理事 藤田 敏郎

理事 堀内 正嗣

理事 光山 勝慶

監事 松浦 秀夫

監事 松原 弘明

- この法人の設立当初の役員の任期は、この法人設立の日から、就任後最初の事業年度(平成19年8月31日)の定時総会終了の時までとする。

- この法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年8月31日までとする。

- この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。

- この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

正会員(個人・団体) ……金1万円

賛助会員(個人・団体) ……金10万円

以上